

(仮訳)

日本国農林水産省とインド共和国農業農民福祉省との
農業及び食品関連産業分野に係る協力覚書

日本国農林水産省とインド共和国農業農民福祉省（以下、両参加者又は参加者という。）は、

両国の既存の友好関係を農業及び食品関連産業分野における協力を通じて更に深化させることを希望し、

農業と食品関連部門の強化の重要性を認識し、

本協力覚書（以下、MOCという。）を以下のとおり実施することを通じて、協力プログラム及び交流を進めることをここに決意するものとする。

- 1 両参加者は、合同活動を通じ、二国間の農業及び食品関連産業分野の協力の進展を促進する。
- 2 合同活動は両参加者により決定され、相互に合意した手続きを通じて実施される。
合同活動は以下の分野とする。
 - ・フードバリューチェーン（農産品の生産、製造及び加工、流通及び消費を通じた付加価値の連鎖）
 - ・農産品、食品の地理的表示の保護
 - ・本MOCのもとで相互に合意するその他の分野
- 3 両参加者は、2に規定する合同活動の枠内において協力を促進する。
- 4 合同作業部会（JWG）は、両参加者それぞれからのメンバーにより構成される。両参加者は合同活動の円滑な実施のため、双方の参加者の合意に基づき、自国の地方政府、関連機関または民間部門をJWGに招くことができる。JWGは、原則として日本、インド交互に2年毎に開催する。
- 5 派遣側の参加者は、移動費、宿泊代を負担する。受入側の参加者は本MOCに基づくJWGの会合を開催するため、ロジのアレンジを行う。本MOCに基づく活動はそれぞれの国のリソース、法令及び政策による。
- 6 本MOCは法的拘束力を持たず、両国の既存の取り決めに何ら影響を与えない。

7 本MOCのもと、指定された調整部署は、日本側は日本国農林水産省国際部、インド側は農業農民福祉省とする。

8 本MOCの実施に係る詳細事項は両参加者の協議を通じて決定される。

9 本MOCの解釈又は実施から生じる紛争は、外交チャネルを通じた両国間の協議又は交渉により友好的に解決される。

10 本MOCの活動により何らかの知的財産権（IPRs）が生じる場合、両参加者はこれらの活動を行う前に、それぞれの国の法令に従い、当該権利の帰属及び管理について明確に規定するための別の書類を作成する。

両参加者はそれぞれの国の法令及び両国が加盟する国際条約に従い、本MOCに基づく協力から生じたIPRsの適切な保護を保証する。

11 本MOCに基づき交換される全ての情報及び資料は両参加者により秘密保持され、それぞれの者が規定した条件に従い利用される。両参加者はもう一方の者の事前の了解がなければ、指示された以外の目的に使用しない。

12 本MOCへの追加もしくは変更は両参加国の書面による合意により実施される。

13 本MOCは署名日に発効し、5年間継続する。その後、どちらかの参加者が終了の日から6ヶ月前までに書面により終了の意思を通知しないかぎり、自動的にさらに5年間延長される。本MOCの終了は、本MOCの下で既に進行中のプロジェクトの完了に影響しない。

これを証するため、それぞれの省により正式に認められた署名者が本MOCに署名した。

2016年11月11日 東京において、英語による正本2部に署名。

日本国農林水産省のために

インド共和国農業農民福祉省のために

松島 浩道

農林水産省農林水産審議官

Sujan R. Chinoy

駐日インド国大使